

16 心身障害(児)者の福祉

心身障害者の福祉の向上を図るため身体障害者福祉法、知的障害者福祉法をはじめ各種の実施要綱等により、自立及び社会参加の促進等を目的に次の施策を行っています。

(1) 手帳の交付

① 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法で定められた手帳で、様々な福祉サービスを利用するために必要となるものです。

対象者は、厚生労働省が定めた障害の種類及び程度の基準に該当する方です。障害の程度により1～7級までの区分がありますが、手帳の交付対象は1～6級までとなっています。

		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	うち 18 歳未満
元 年 度	視覚障害	117	120	19	10	28	17	311	0
	聴覚・平衡機能障害	7	91	81	150	2	222	553	4
	音声・言語・ そしゃく機能障害	3	6	38	47	－	－	94	0
	肢体不自由	591	543	504	684	407	171	2,900	31
	内部障害	962	8	142	379	－	－	1,491	10
	計	1,680	768	784	1,270	437	410	5,349	45
2 年 度	視覚障害	119	119	16	12	31	16	313	0
	聴覚・平衡機能障害	7	92	79	155	2	228	563	5
	音声・言語・ そしゃく機能障害	4	5	35	45	－	－	89	1
	肢体不自由	588	515	495	660	396	169	2823	35
	内部障害	962	10	173	373	－	－	1518	17
	計	1,680	741	798	1,245	429	413	5,306	58
3 年 度	視覚障害	114	110	15	12	28	16	295	0
	聴覚・平衡機能障害	7	86	85	185	0	221	584	4
	音声・言語・ そしゃく機能障害	4	6	30	44	－	－	84	1
	肢体不自由	563	490	480	635	380	161	2,709	34
	内部障害	951	12	157	328	－	－	1,448	17
	計	1,639	704	767	1,204	408	398	5,120	56

		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	うち 18 歳未満
4 年度	視覚障害	111	104	18	11	24	12	280	0
	聴覚・平衡機能障害	8	84	80	192	0	198	562	4
	音声・言語・ そしゃく機能障害	2	6	31	43	－	－	82	1
	肢体不自由	517	451	424	577	385	150	2,504	36
	内部障害	913	13	196	355	－	－	1,477	16
	計	1,551	658	749	1,178	409	360	4,905	57
5 年度	視覚障害	112	95	17	11	24	11	270	1
	聴覚・平衡機能障害	7	81	73	213	0	194	568	3
	音声・言語・ そしゃく機能障害	2	6	31	43	－	－	82	1
	肢体不自由	498	430	405	549	374	143	2,399	38
	内部障害	904	12	209	357	－	－	1,482	19
	計	1,523	624	735	1,173	398	348	4,801	62

② 療育手帳

知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行なうとともに、各種の援助を受けやすくするため、児童相談所（18 歳未満の場合）あるいは知的障がい者更生相談所（18 歳以上の場合）において知的障害と判定された方に手帳を交付します。

障害の程度は A（重度）、B（重度以外）があり、原則として、就学前は 2 年毎、就学後から 18 歳未満は 5 年毎に程度確認の判定を行い、18 歳以上で障害程度が変化しないと考えられる者は判定期限を無期限と定めています。

（療育手帳の交付）

	A	B	合計
元年度	442 (48)	724 (136)	1,166 (184)
2 年度	439 (52)	749 (151)	1,188 (203)
3 年度	437 (46)	750 (140)	1,187 (186)
4 年度	446 (50)	764 (135)	1,210 (185)
5 年度	444 (57)	768 (143)	1,212 (200)

※（ ）はうち 18 歳未満の所持者数

③ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者に対して、各種福祉制度を利用するのに必要な手帳を交付します。

県精神保健福祉センターにおいて精神障害と判断された方で、障害の程度は1級（重度）、2級（中度）、3級（軽度）で2年毎の判定が必要です。

（手帳所持者数）

	1 級	2 級	3 級	合計
元年度	138 (0)	422 (0)	221 (1)	781 (1)
2 年度	131 (0)	431 (1)	217 (2)	779 (3)
3 年度	125 (0)	416 (1)	238 (2)	779 (3)
4 年度	111 (0)	407 (0)	250 (3)	768 (3)
5 年度	106 (0)	433 (0)	253 (2)	792 (2)

※（ ）はうち18歳未満の所持者数

（2）自立と社会参加のための施策

① 障害者福祉都市の推進

昭和56年の「障害者福祉都市宣言」以降、障害者の住みよいまちづくりを目指す「建築物等に関する福祉環境整備要綱」の制定や「鶴岡市障害者保健福祉計画」を策定し、自立と社会参加を促進するための福祉サービスなど、様々な施策を展開しています。

② 身体障害者相談員

身体障害者の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、福祉事務所など関係機関との協力や地域活動の中核となって、援護思想の普及に努めます。

氏 名	住 所	電 話	氏 名	住 所	電 話
佐藤 満子	道形町 31-6	24-0412	長谷川 昇	海老島町 16-50-1	24-0329
森井 雪	日出一丁目 4-17	24-6221	佐藤 武	東新斎町 6-20	22-8624
池田 均	大西町 3-4	22-2492	佐藤 誠一	みずほ 34-1	35-3870
原田 久民	宝町 5-38	22-7527	佐藤 義昭	千石町 16-13	24-6019
五十嵐 武	藤島字古楯跡 90-6	090-2847-2471	叶野 三好	東堀越字中田 31-4	64-3150
勝木 克己	羽黒町手向字手向 280	62-3139	叶野 定博	羽黒町手向字院主南 188	62-2589
渡部 秀一	羽黒町増川新田字花沢 74	62-2385	小林 光雄	板井川字村西 113	080-1801-7670
齋藤 紀子	湯温海甲 45	43-3072	野尻 俊子	湯温海字湯之尻 533	43-3546

③ 知的障害者相談員

知的障害者の家庭における養育、生活等に関する相談に応じ、指導助言を行うとともに福祉事務所などの関係機関に連絡するなど、地域の中で援護思想の普及に努めます。

氏 名	住 所	電 話	氏 名	住 所	電 話
長谷川 薫	西新斎町 4-13	090-4552-1745	佐藤 喜美子	道形町 12-45	23-7900
富樫 正志	羽黒町野荒町字街道上 6-3	62-3452	秋山 一子	黒川字漆原 86	57-2721
菅原 市雄	大針字花戸口 27	53-3376			

④ 特別障害者手当

(令和 6 年度予算額 56,060 千円)

精神又は身体に著しく重度の障害がある 20 歳以上の方で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給します。

支給要件：福祉施設入所者又は 3 ヶ月以上入院している場合を除く

月 額：28,840 円、年 4 回（2.5.8.11 月）支給（所得制限有り）

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
受給者数	242	204	198	166	154

⑤ 障害児福祉手当

(令和 6 年度予算額 14,652 千円)

精神又は身体に著しく重度の障害がある 20 歳未満の方で、日常生活において常時介護を必要とする方に支給します。

支給要件：福祉施設入所者を除く

月 額：15,690 円、年 4 回（2.5.8.11 月）支給（所得制限有り）

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
受給者数	79	82	79	77	75

⑥ 福祉手当

(令和 6 年度予算額 368 千円)

従来福祉手当の中で、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金を支給されない方に対して、経過措置として、従前の例により支給します。（支給要件、月額額は障害児福祉手当に同じ）

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
受給者数	2	2	2	2	2

⑦ 身体障害者巡回相談

遠隔地域における身体障害者の利便性を考慮し、山形県身体障がい者更生相談所が県内市町村を巡回して身体障害者手帳の交付、補装具の給付の相談判定(肢体・聴覚)を実施します。(鶴岡市では年3回実施)

【新型コロナウイルスの影響により令和2年5月巡回相談は中止】

実施主体：山形県身体障がい者更生相談所

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
手帳交付決定件数	19	7	10	12	11
補装具交付決定件数	31	22	15	19	12
相談者人数	64	30	19	22	23

⑧ あんしん見守りコール

(令和6年度予算額 151千円)

一人暮らしの障害者に対し、通報、双方向の会話ができる通信機器を設置し、生活、健康などに関する相談、安否確認、緊急時の対応を支援します。

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数	1	2	3	4	4

⑨ 紙おむつ購入費助成

(令和6年度予算額 3,312千円)

寝たきりの重度心身障害(児)者で常時失禁状態の方に紙おむつの購入費を助成します。

対 象 者：生計中心者所得税額が6万円未満の者

助成限度額：市民税非課税世帯・生計中心者所得税非課税 月額7,000円

市民税課税世帯・生計中心者所得税非課税 月額5,000円

市民税課税世帯・生計中心者所得税6万円未満課税 月額2,000円

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
支給人数	71	74	68	66	65
支給延月数	822	826	809	728	735

⑩ 人工透析患者通院交通費助成

(令和6年度予算額 594千円)

人工透析療法を受けるために、医療機関へ交通機関を利用して通院している方に交通費を助成します。

助成額：通院交通費の実支出額と交付基準額を比較していずれか低いほうの額

対 象：下記の要件のいずれにも該当する方

- ・じん臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた者
- ・医療機関に交通機関(自家用車を含む)を利用して通院している者
- ・本人及び同居世帯生計中心者の前年分の所得税が非課税の者

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受給者数	33	28	28	25	25

⑪ 在宅酸素療法者支援事業

(令和 6 年度予算額 423 千円)

在宅酸素療法を行う呼吸器機能障害者の経済的負担の軽減を図るため、在宅酸素療法に係る酸素濃縮器使用のための電気料金の一部を助成します。

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
受給者数	17	17	14	17	12

⑫ 重度心身障害（児）者社会参加促進事業

(令和 6 年度予算額 23,500 千円)

障害者の社会参加を進めるために、下記の対象者にタクシー利用費、給油費の一部を助成する助成券を交付します。

対象者：身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の者

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
タクシー券交付	1,820	1,750	1,679	1,560	1,492
給油券交付者	1,015	988	1,008	1,020	1,017

※給油券は自動車税減免対象者のみ

⑬ 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

(令和 6 年度予算額 75 千円)

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児の言語習得などの発達を支援するため、補聴器購入費用の一部助成を行います。

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
利用者数	1	0	0	2	2

⑭ 心身障害者扶養共済制度

保護者が死亡又は高度障害になった場合、残された心身障害者へ生涯にわたって年金を支給し、生活の安定と福祉の向上を図ります。

知的障害者・身体障害者手帳 1～3 級の心身障害者を扶養している保護者（65 歳未満）が加入でき、掛け金は加入者の年齢によって月額 9,300 円～23,300 円です。

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
加入者数	38	33	32	29	26
受給者数	71	76	74	70	68

⑮ 障害者住宅設備資金の融資あっせん（利子補給）

障害者の住宅環境を改善するために資金の融資あっせんを行います。

（事業開始年度 昭和 61 年度）

対 象：身体障害者手帳 1～4 級、又は療育手帳 A の所持者と同居する世帯

融資限度額：300 万円で年利 2.3%を上限に利子補給 120 か月の元利均等月賦償還

(3) 在宅障害者への福祉サービス

① 居宅介護（身体介護・家事援助）

ホームヘルパーが障害者等の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言、その他の援助を行います。

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数	207	204	199	203	209
延訪問時間	32,579	28,875	28,438	28,511	28,389

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数	7	6	6	6	6
延訪問時間	2,643	1,945	1,914	1,912	1,769

③ 生活介護

常時介護を必要とする障害者に、主に昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談助言、創作的な活動、生産活動の機会の提供などを行います。

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数	374	371	382	380	393
延利用日数	79,426	81,245	84,499	80,914	84,479

④ 自立訓練（生活訓練）（機能訓練）

知的障害、精神障害のある方に、入浴、排せつ、食事等に関して自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言などの支援を行います（生活訓練）。

身体障害のある方には、理学療法、作業療法、その他のリハビリテーション、生活等に関する相談、助言などの支援を行います（機能訓練）。

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数	86	68	85	68	72
延利用日数	9,201	8,025	11,878	9,465	7,429

⑤ 就労移行支援

一般企業等への就職を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数	61	45	44	39	43
延利用日数	5,863	5,965	4,811	4,529	3,277

⑥ 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、就労の機会や生産活動等の機会を提供することによりその知識及び能力の向上に必要な訓練等を行います（雇用型）。

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数	96	114	116	98	91
延利用日数	19,182	23,336	23,599	19,180	18,822

⑦ 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、就労の機会や生産活動等の機会を提供することによりその知識及び能力の向上に必要な訓練等を行います（非雇用型）。

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数	633	625	637	657	658
延利用日数	122,992	122,448	127,228	130,689	127,622

⑧ 就労定着支援

就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業所、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用等に伴い生じる問題に関する相談、助言等の必要な支援を行います。

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数	11	10	10	8	10
延利用日数	93	78	79	82	95

⑨ 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数	197	208	220	234	260
延利用日数	32,718	35,624	37,420	37,826	41,850

⑩ 児童発達支援

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うものです。

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実利用者数	38	36	32	38	52
延利用日数	4,473	4,074	3,702	3,980	4,923

⑪ 短期入所

介護者が病気、事故等により、一時的に介護できなくなった場合、短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事などの介護を行います。

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
利用件数	1,078	1,021	1,178	1,078	1,282
延利用日数	6,497	5,572	6,289	5,880	5,518

⑫ 補装具の交付

(令和 6 年度予算額 25,000 千円)

身体障害者が失った身体機能を獲得するために用いられる用具の交付及び修理をします。
対 象：身体障害者手帳の所持者、難病患者等（所得に応じて一部負担有り）

《 令和 5 年度実績 》

	交 付				修 理			
	件数	公 費	自 費	計	件数	公 費	自 費	計
義 肢	3	1,260,828	23,574	1,284,402	4	537,579	0	537,579
装 具	58	6,462,473	299,297	6,761,770	24	387,553	13,453	401,006
座位保持装置	8	3,284,322	74,532	3,358,854	11	599,448	34,039	633,487
盲人安全つえ	5	30,775	10,725	41,500	0	0	0	0
補 聴 器	74	6,239,616	4,053,790	10,293,406	19	388,317	17,084	405,401
車 椅 子	19	5,285,833	341,987	5,627,820	38	958,443	20,277	978,720
電動車椅子	1	1,342,182	0	1,342,182	5	268,656	9,692	278,348
そ の 他	16	1,327,984	106,337	1,434,321	7	139,017	37,879	176,896
計	184	25,234,013	4,910,242	30,144,255	108	3,279,013	132,424	3,411,437

⑬ 自立支援医療(更生医療)の給付

(令和 6 年度予算額 66,178 千円)

身体障害者の身体上の障害を軽減し、日常生活能力、職業能力の回復を図るために医療の給付を行います。

対象：心臓機能障害、腎臓機能障害、肢体不自由などの障害による身体障害者手帳所持者

	障害区分	件数	公費負担	社会保険	自己負担	合 計
4 年度	聴 覚	8	175,623	3,689,056	31,311	3,895,990
	そしゃく	10	28,266	98,931	14,133	141,330
	肢 体	10	475,701	11,661,367	166,942	12,304,010
	心 臓	63	3,035,680	132,852,982	683,348	136,572,010
	じん臓	626	50,658,537	54,967,870	1,392,837	107,019,244
	肝 臓	8	194,006	499,261	19,963	713,230
	免 疫	13	2,286,138	1,966,112	22,500	4,274,750
	計	738	56,853,951	205,735,579	2,331,034	264,920,564

	障害区分	件数	公費負担	社会保険	自己負担	合 計
5 年 度	聴 覚	0	0	0	0	0
	そしゃく	17	30,022	105,077	15,011	150,110
	肢 体	8	382,047	2,560,519	84,334	3,026,900
	心 臓	90	13,115,920	54,101,939	591,107	67,808,966
	じん臓	626	52,961,412	49,252,076	1,327,090	103,540,578
	肝 臓	8	197,526	507,542	19,992	725,060
	免 疫	11	775,793	2,070,307	72,500	2,918,600
	計	760	67,462,720	108,597,460	2,110,034	178,170,214

⑭ 自立支援医療（育成医療）の給付

（令和 6 年度予算額 1,150 千円）

現に身体上の障害を有する児童又は現存する疾患を放置すると将来障害を残すと認められる児童について、手術等により確実な治療効果が期待できるものに対して医療の給付を行います。

	障害区分	件数	公費負担	社会保険	自己負担	合 計
5 年 度	視 覚	5	148,264	560,756	15,430	724,450
	聴 覚	0	0	0	0	0
	そしゃく	40	135,799	269,754	18,497	424,050
	肢 体	0	0	0	0	0
	心 臓	0	0	0	0	0
	じん臓	0	0	0	0	0
	その他内臓	4	92,238	1,062,687	17,375	1,172,300
	計	49	376,301	1,893,197	51,302	2,320,800

⑮ 自立支援医療（精神通院医療）の給付

精神患者やてんかんで通院を必要とする人に対して、申請により自己負担以外の医療費を公費負担するものです。1 年毎の申請が必要です。

自己負担：原則医療費の 1 割負担（世帯の所得水準等により 1 ヶ月の負担上限有り）

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
受 給 者 数	1,486	1,525	1,551	1,597	1,619

⑯ 計画相談支援

障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。

作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
作成件数（実人数／セルフプランを含む）	1,309	1,297	1,311	1,320	1,315

⑰ 障害児相談支援

障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
作成件数（実人数／セルフプランを含む）	246	257	261	277	327

⑱ 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

住居の確保その内容

- ・他の地域生活に移行するための活動に関する相談
- ・地域生活への移行のための外出時の同行
- ・障害福祉サービスの体験利用、体験宿泊、地域移行支援計画の作成など

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
支援件数	3	3	0	2	0

⑲ 地域定着支援

単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、相談その他の必要な支援を行います。

対 象：次の方のうち、地域生活を継続していくために緊急時等の支援が必要と認められる方

- (1) 居宅において単身で生活する方
- (2) 居宅において家族等と同居していても、同居している家族等からの緊急時の支援が見込めない方

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
支援件数	64	72	42	69	59

※グループホーム（共同生活援助）、宿泊型自立訓練の入居者は対象外

(4) 地域生活支援事業

① 障害者相談支援事業

(令和6年度予算額 36,219千円)

在宅の障害者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、就労支援、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、障害者やその家族の地域における生活を支援し、在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図ります。

障害者・・・総合保健福祉センター内「鶴岡市障害者相談支援センター」

障害児・・・あおば学園内「相談支援センターあおば」

利用者数		3年度			4年度			5年度		
		障害者	障害児	計	障害者	障害児	計	障害者	障害児	計
実人数		747	563	1,310	691	450	1,141	958	455	1,413
延人数	身体障害	2,233	148	2,381	2,151	224	2,375	2,271	124	2,395
	重症心身障害	318	30	348	366	82	448	330	31	361
	知的障害	3,260	580	3,840	3,429	600	4,029	3,846	542	3,877
	精神障害	2,086	6	2,092	2,318	1	2,319	2,378	15	2,393
	発達障害	260	324	584	268	267	535	320	652	972
	高次脳機能障害	79	0	79	120	0	120	127	0	127
	その他	943	317	1,260	868	315	1,183	586	386	972

支援方法	件数			支援内容	件数		
	3年度	4年度	5年度		3年度	4年度	5年度
訪問	2,293	2,108	2,522	福祉サービスの利用等に関する支援	7,064	7,452	8,106
来所相談	853	633	731	障害や病状の理解に関する支援	776	643	543
同行	318	258	361	健康・医療に関する支援	880	1,300	1,288
電話相談	4,025	3,356	3,595	不安の解消・情緒安定に関する支援	688	890	626
電子メール	176	115	166	保育・教育に関する支援	149	140	311
個別支援	99	41	77	家族関係・人間関係に関する支援	307	497	549
関係機関	6,370	7,566	7,531	家計・経済に関する支援	175	391	381
その他	320	630	283	生活技術に関する支援	312	224	244
計	14,454	14,707	15,266	就労に関する支援	287	302	244
				社会参加・余暇活動に関する支援	50	178	249
				権利擁護に関する支援	48	149	157
				その他	427	418	306
				計	11,163	12,584	13,004

② 手話通訳者設置事業

(令和 6 年度予算額 2,952 千円)

聴覚障害者等の相談支援及びコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者 1 人を設置しています。

委託先：社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市障害者相談支援センター

③ 手話奉仕員派遣事業

(令和 6 年度予算額 950 千円)

聴覚障害者などが外出する際、適当な意思伝達の仲介者が得られない時に手話奉仕員を派遣します。

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
派遣回数	172	157	217	244	277
延派遣時間数	607	374	509	671	794

④ 手話奉仕員養成事業

(令和 6 年度予算額 492 千円)

手話奉仕員派遣事業での人材を確保するためなどに、手話奉仕員養成講座を実施します。

委託先：社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市障害者相談支援センター

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
回数	19	24	20	22	22
受講者数	14	11	16	11	24

⑤ 要約筆記奉仕員派遣事業

(令和 6 年度予算額 535 千円)

聴覚障害者などが外出する際、適当な意思伝達の仲介者が得られない時に要約筆記奉仕員を派遣します。

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
派遣回数	29	6	14	22	30
延派遣時間数	302	55	244	370	450

⑥ 日常生活用具給付等事業

(令和6年度予算額 19,731千円)

在宅の重度身体・知的障害（児）者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具（特殊寝台、歩行支援用具など）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資します。

《令和5年度実績》

	件数	給付額	備 考
介護・訓練支援用具	6	636,840	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、移動用リフト
自立生活支援用具	23	766,720	入浴補助具、便器、杖、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、火災報知器
在宅療養支援用具	31	734,450	吸引器、電気式たん吸引器、ネブライザー、人工鼻
情報・意思疎通支援用具	16	1,184,610	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、視覚障害者用ポータブルコーダー、聴覚障害者用通信装置、視覚障害者用拡大読書器、人工喉頭、盲人用時計、ワンセグラジオ
排泄管理支援用具	1,996	15,788,557	ストマ装具、収尿器
住宅改修費	5	623,166	
計	2,077	19,734,343	

⑦ 移動支援事業

(令和6年度予算額 1,498千円)

屋外での移動に困難がある障害（児）者に対し、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

	登録者数	実利用者数	延利用回数
元年度	178	31	614
2年度	181	27	464
3年度	145	22	374
4年度	144	25	383
5年度	143	27	416

⑧ 地域活動支援センター事業

(令和6年度予算額 6,050千円)

障害者が地域等で生活していくための支援を行うため、「地域活動支援センター」を設置し創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を図ります。

委託先：NPO 法人やすらぎの会

⑨ 訪問入浴サービス事業

(令和 6 年度予算額 11,542 千円)

身体障害(児)者でねたきり状態の方の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害(児)者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
令和 6 年度より重度障害加算を新たに新設します。

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
登録者数	17	14	13	13	15
利用延回数	834	708	642	604	611

⑩ 知的障害者職親委託制度

知的障害者の自立更生を願い、一定期間職親に預け、生活指導及び技術習得訓練等を行うことによって、就職に必要な技能を与えると共に雇用の促進と職場における定着性を高めます(過去 3 年の利用実績はなし)。

⑪ 日中一時支援事業(日帰り短期入所)

(令和 6 年度予算額 10,387 千円)

障害者等の家族の就労支援及び、障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日帰りで障害者等を預かります。

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
登録者数	52	45	53	58	54
実利用者数	23	18	18	21	21
延利用回数	698	556	464	477	528

⑫ 日中一時支援事業(タイムケア)

(令和 6 年度予算額 10,387 千円)

障害児を日中の一定時間通所させ、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
登録者数	42	36	49	47	44
実利用者数	23	19	30	32	35
延利用回数	1,218	1,495	2,375	2,280	2,701

⑬ 福祉体育祭の開催

(令和 6 年度予算額 152 千円) ※地域包括ケア推進課・福祉課

障害者と福祉団体・市民が一体となり、スポーツやレクリエーションをとおして日常生活を健康で豊かなものにすると共に、社会参加とお互いの親睦を深めます。

障害者福祉団体、老人クラブ、ボランティアの参加によって開催します。

(事業開始年度 昭和 56 年度)

【新型コロナ等の影響により、令和 2～5 年度は中止】

⑭ 声の広報等録音発行事業

(令和 6 年度予算額 1,005 千円)

重度の視覚障害者へ「市広報つるおか」及び「市議会だより」を発行毎に音声データ化し、テープまたはＣＤで配布をします。令和 5 年度末現在で利用登録されている方は 15 名です。(事業開始年度 昭和 56 年度)

令和 6 年度委託先：障害者支援オフィス「ひので」

⑮ 身体障害者用自動車運転免許取得・改造助成事業

(令和 6 年度予算額 600 千円)

自動車（本人運転用・介護用）の運転免許取得にかかる経費及び改造に要する費用を助成し、社会参加を促進します。

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
件 数	6	9	2	4	5
助成金額	471,680	850,000	200,000	393,100	489,400

(5) 障害者の居住支援**① 障害者支援施設**

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護を行っています。

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
実利用者数	228	216	223	218	213
延利用日数	77,469	75,032	77,705	73,096	71,624

② 共同生活援助（グループホーム）

知的障害、精神障害の人に対し、主として夜間において、共同生活を営む住宅で相談その他の日常生活上の援助を行っています。

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
実利用者数	224	230	241	242	249
延利用日数	70,527	74,498	79,784	77,140	76,178

③ 療養介護施設

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関において必要な医療、訓練及び生活指導を行う施設です。

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
実利用者数	23	24	22	22	22
延利用日数	8,298	8,134	7,979	7,802	7,881